

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年6月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器人員用二重扉の単体気密漏えい試験において、外側扉ハンドル部のシール部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
2	2号機	所内ボイラ室の酸素濃度検出器（A・B）に指示値不良（低めに指示）が認められたため、当該検出器を点検・調整	GⅢ	
3	2号機	廃棄物処理系機器ドレン配管の1号機側との連絡弁（空気作動弁）に開動作不良（操作スイッチによる開操作不可）が認められたため、当該弁駆動部を点検・修理	GⅢ	
4	3号機	タービン建屋スチームドレンサンプポンプ運転時、同サンプに「レベル低」を示す警報が発生したため、当該サンプのレベルスイッチを点検・調整	GⅢ	
5	3号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）設置エリアに敷設されているスチームドレン配管に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
6	4号機	タービン建屋換気空調系給気ダクト（北側）の保温材に一部破損が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
7	4号機	タービン建屋換気空調系給気ファン（北側）プレナム部に一部腐食が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
8	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）低圧加減弁のグランド部より微少の蒸気リーク（モヤモヤ状の湯気、凝縮水の滴下なし）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
9	4号機	タービン建屋2階主排風機室の火災報知器用検知器に誤動作（2回発生）が認められたため、当該検知器を点検・修理	GⅢ	
10	5号機	500kV超高压開閉所の空気圧縮機（A）の外観点検において、三段シリンダーヘッドの接続管部に破損（亀裂）が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
11	5号機	タービン建屋換気空調系常用冷却装置用圧縮機（B）が制御回路の地絡により自動停止したため、当該制御回路を点検・修理	GⅢ	
12	5号機	タービン建屋換気空調系排風機建屋冷却装置用冷水ポンプ（A）のベント弁にシートリーク（1秒間に1滴程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
13	6号機	タービン建屋換気空調系給気ファン（北側）入口冷却器より水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
14	6号機	タービン建屋換気空調系給気ファン（南側）プレナム内スチームドレンファンネルの排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	その他	固体廃棄物貯蔵庫（5棟）の固型化処理エリア空調機の冷却装置（A）が故障を示す警報の発生と共に、自動停止したため、当該冷却装置を点検・修理	G III	
16	その他	固体廃棄物貯蔵庫（5棟）の固型化処理エリア空調機の室温制御用温度調整器に作動不良が認められたため、当該温度調整器を点検・修理	G III	